

会議録

☐ 全部記録 ☒ 要点記録

1	会 議 名	第 1 回 姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画策定会議
2	開催日時	令和 8 年 7 月 3 1 日（金曜日） 1 0 時 0 0 分～1 1 時 4 0 分
3	開催場所	姫路市総合福祉会館 5 階 第 2 会議室
4	出席者又は欠席者名	委員 福山座長、岡本副座長、頼安委員、谷村委員、瀬崎委員、 谷口委員、行実委員、真利委員 欠席 石見委員、紺谷委員、一井委員、岩見委員 事務局 健康福祉局長ほか 6 名
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
6	議題及び報告	1 姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画策定会議について 2 姫路市DV対策の進捗状況等について 3 姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画の基本的な考え方について (姫路市DV対策の施策体系に沿った課題を含む)
7	会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

事務局	1 開会（10：00） 2 健康福祉局長挨拶 3 委員指名及び紹介 4 座長、副座長指名 5 議事 （1）姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画策定会議について （資料1の3ページから4ページまでに基づき説明） 【質疑応答】 なし （2）姫路市DV対策の推進状況等について （資料1の5ページから33ページまで及び資料2に基づき説明） 【質疑応答】
E 委員	資料1の13ページの啓発の実績について、大学、商業施設等63か所ですが、具体的にはどのようなところで啓発をしているのか。
事務局	ポスターを庁内に掲示し、DVカードをショッピングセンター、本庁舎や姫路獨協大学の女子トイレなどに配置している。また、市内の一部のマクドナルドにも配置している。
A 委員	63か所にDVカードを配置しているが、実際にどれくらい手に取っていただいているか。
事務局	マクドナルド、本庁舎内、リバーシティでは、DVカードの減りが早い。その都度、女性職員がDVカードを補充している。
B 委員	資料2の4ページの配偶者からの暴力の相談経験で、女性が主と思ったが、男性が173人も該当し、そのうちの57.2パーセントはどこにも相談していない。男性でも気軽に相談できるようにもう少し広報したらどうか。
A 委員	場合によっては、男子トイレにもカードを置いてもいいかもしれない。
事務局	男性の相談については、男女共同参画推進センターで月1回、夜に男性のための電話相談を実施しており、広報ひめじでの定期的な周知、公的機関の男性トイレに男性のための電話相談カードを配置している。月1回の電話相談時間中は、ほぼすべての時間に電話相談がある。男性電話相談については周知に努めていきたい。
F 委員	若い世代を中心に予防という観点で周知をしていると思うが、内閣府の調査に

	回答された年齢層は４０代、５０代が多い。ＤＶ被害の声を上げられている層が仮に３０代、４０代で多いのであれば、そういった層に積極的に呼びかけしていくのがいい。 ＤＶセンターに相談するのはかなりハードルが高いと思う。仕事、転居や転校が伴うことが考えられるのかと思う。一番いいのは未然に防ぐことなので、ＤＶセンターが大きな窓口だと思うが、男女共同参画推進センターなど、ハードルが低く相談しやすい窓口が必要なのかと思う。 大人が認める正解というのは、若い人には届きにくいと思う。就職支援をしていく中で、私たち、彼らにとって必要なものをあれこれ検討しても、なかなか彼らには届かず、聞きにも来てくれない。大人が考える枠から飛び出し、更に知恵を絞っていかないといけないと思っている。
事務局	一番最初の質問ですが、ＤＶセンターへの相談は３０代、４０代が多く、離婚がらみが多い。夫婦喧嘩が多いのでは思う。ＤＶセンターでは、一時保護になると加害者から被害者を離すことになるので、ハードルは高くなる。相談のしやすさを考える必要があるかと思う。 男女共同参画推進センターでも色々な施策を行っている。兵庫県や国でも色々行っている。
事務局	大人の声が子供に届きにくい、伝え方の話と内容の目線が違うことかと。例えば、ＳＮＳやチャットなどの工夫はどうかとのご意見でしょうか。
F 委員	私たちもこれから視察等を行いながらの研究が必要と思っている。例えば、学校職員以外の第三者が校内の空き教室を活用して、おにぎりやお菓子などを置いて学生が自由に食べられるようにし、学生と関係を作りながら困りごとを話せるような校内居場所カフェという取り組みをしている所もある。困りごとを聞いたら専門機関につないだり、アルバイトなら就職の窓口につなぐ取り組みをしていると聞いて、そういう視点も必要だと思った。最近、市内の高校にアルバイトをするための準備をする企画を持ち込んだが反応は薄く、アプローチの仕方を考えないといけないと思って、こういう発言に至っている。
事務局	ありがとうございます。
A 委員	ＤＶ相談だとハードルが高いから、何気ない会話から相談に取り組むことも必要な感じがする。
C 委員	資料１の７ページの一時保護者３名となっているが、一時退所後の行方の追跡はできているのか。
事務局	右側の一時保護所退所後の行方は女性家庭センターから通知が届いている。
E 委員	啓発や知識を深めていただく必要があるのではないかという気がしての質問ですが、資料１の５ページの実人数はこども支援課、男女共同参画推進センターを合わせたらもっと多いと思われるが、この方々がどのようにして窓口につながったか知りたい。
事務局	ＤＶセンターは、相談者にどのようにしてＤＶセンターの連絡先を知りえたのかは聞いていない。こども支援課や男女共同参画推進センターが同じ相談を受けて、相談者がＤＶセンターの連絡先を聞いていることはある。

E 委員	相談者が、啓発ポスターを見たのか、トイレに配置されたDV相談カードを持って帰ったのか、企業の研修で窓口を見つけられたのか、もう少し分析して、啓発場所の参考にしていけばいい。249名の方は何らかの情報を得て相談されている。国の統計では、5人に1人が10年以上相談されていない、4割から5割の方が相談に至っていないので、潜在的には結構いらっしゃる。どこに相談したらいいのかわからない。80何か所でしか情報が得られないのは、果たして、それでいいのかと思う。 DVの定義が何かわからないというのが大きな問題としてある。DVを受け、加害者に内緒にしてもらいたいと本人が会社に言った場合、会社としては、どういう対応をしてその方を守っていかないといけないのかわからないと思う。DV被害者への対応について、企業へ積極的に周知できるのではないかな。 DV相談カードを置く場所として、現在の女性の行く場所の配置に限らなくても、例えば、美容室や郵便局など、さっとDV相談カードを取っていける場所が他にもあるのではと気がしている。
事務局	DVセンターの相談は受け身で、相談ができていない方の積極的な掘り起こしはできていない状態である。先程、大人と子どもの考え方が違うとあった。DV相談カードを大きなショッピングセンターやマクドナルドなど、こちらで考えて多くの人が目にするだろうと思って配置しているが、そういった声を集める意味も込めて、ご発言にあった美容室など、そういう視点が抜けているので、今後検討していきたいと考えている。
D 委員	(3) 姫路市DV防止及び困難女性支援基本計画の基本的な考え方について (姫路市DV対策の施策体系に沿った課題を含む) (資料1の34ページから42ページまでに基づき説明) 【質疑応答】 資料1の36ページですが、基本的に潜在的な被害者の掘り起こしをされていることは理解している。そのために啓発活動を重視されたり、ポスターの掲示やカードの配置か所を増やされている。相談件数の現状値を下回る設定をされているが、どのような理屈でされようとしているのか。
事務局	KPI（重要業績評価指標）として、DV相談数が増えている状態は望ましくなく、DVに関する社会の認知度が高まり、相談件数が現状を下回ることが大切だという認識である。兵庫県内の相談件数は減少してきている。相談件数が少なくなるのは、ある程度、DVの認知度が高まっているからではないか。事務局としては、このような相談はゼロが一番望ましいので、相談件数がゼロに近づくよう、少ないほうがいいのかと思って記載している。
事務局	掘り起こしもしていく。今まで大きなショッピングセンターにDV相談カードを置くなど、こちらが考える場所にしか配置していなかったのもっと女性に寄り添った場所にカードを置くことや、ホームページだけではなくSNSの活用など、若い人にも利用していただけるように、相談の掘り起こしも行っていく。DV防止に関する啓発やデートDVの防止に関する講座など、DVをなくす方向の考えがあるので、目標値としては現状値を下回ることには重きにおいて設定したいと考えている。

D 委員	被害者としては女性が多い。DV 防止を推進していくのであれば、加害者側にも、もっとダメだと伝えていく必要がある。男性が悪いことだと思う機会がないことは、あまり啓発活動につながらないと思う。その方法でも検討していく方がいいのかと思う。
事務局	国の加害者プログラムで実施しているのは、窓口の開設や人材の育成が主になっている。いろいろ検討していきたい。
A 委員	相談件数の多い方がいいのか少ない方がいいのか、どちらがいいのか難しいが、本当であれば、相談にのってもらってよかったと評価した方が良いのでは。
事務局	相談時点で、被害者にセンターの対応を評価していただくのは難しい。本人が思っていることにならなければ不満となる。数は少ないが、一時保護後に生活基盤が整った方にはアンケートを行っている。
B 委員	法務省の人権擁護委員も兼ねている。神戸地方法務局で女性の人権 SOS があったが、一昨年になくなった。待機しても電話がかからなくなっている。大阪法務局でもその傾向にある。電話や対面での相談は少なくなっている。その代わり、ネットやラインが主になってきている。面と向かった電話相談を避けたい傾向があるのかと。サンテレビやラジオ関西で告知していたが、それでも少なくなかった。デートDV 防止の人権教室を高校、大学、専門学校 50 校ほどに案内するが、利用は少ない。DV で両親が別れることになった場合、一番の被害者は子供だと思う。18、19 歳の青年が涙を流して話をするのを聞かせるもらったことがある。学校をやめざるを得なくなった子もいる。子供たちがかわいそうなところを見てきている。
F 委員	相談件数が現状値を下回るということには違和感がある。DV は離婚問題か夫婦喧嘩なのか、人権侵害なのかと思う。夫婦喧嘩の中に DV の種があるのではないかと。掘り下げるのはそういうところになっていくのではないかと思った。離婚相談から DV を発見していくことにつながるのであれば、単に夫婦喧嘩で済ませるよりも、そこから傷つけることを防ぐ方法を検討していくのも一つの方法と思った。
E 委員	谷村委員、谷口委員と同じ意見である。件数が多いことで救われるのが福祉の世界ではたくさんあるので、少し表現を変えていただく方がいいかと思う。
事務局	ご意見を踏まえまして、何が一番いいのか検討していきたい。
A 委員	DV 啓発については、ある程度、市民もご存じだと思うが、法改正があったときにどういう対応していくのか啓発教育を推進していかないといけないが、困難女性支援の新しい枠組みについて、どれだけ市民がご存じなのか疑問で、一から啓発活動をしていかなければならないと思うが、どのようにして情報を伝えたらいいのか課題となる。
事務局	令和 6 年 3 月策定の「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」の中では、DV 計画と重複する部分もあるが、新しい視点としては、深刻な問題となるまでのアウトリーチで対象者を早期に把握するところが具体的な取り組みとして示されている。そういったことで、今日ご出席の皆さんにアウトリーチに関し

	て課題や提案があればお聞きしたい。
G 委員	D Vの方は、困難女性の中に含まれると思う。困難女性の法律ができれば、女性自立支援施設に入所される方がすごく増えるのではないかと期待もしていたが、変わっていない。どれくらいの方が法律を知っているか。ほとんど知らないと思う。たくさんの困っている方が救われるのではないかと期待もしていたが、実際はあまり変わっていない気がする。
H 委員	困難女性、D V被害者の中でも、知的に課題がある方などで自らS O Sを出せない方もたくさんいらっしゃると思う。そこをどういうふうに見つけていくのが課題だと思う。
G 委員	一時保護の方を見ているが、若い方だと、子どもの学校が心配、携帯電話が使用できないというのがネックとなって、やっと保護されても、2, 3日で帰る方も結構いらっしゃる。折角、色々な方が関わって来られた方でも、中にはそういう方がいらっしゃるの、残念と思うときがある。
事務局	国もD Vだとパープリリボンなど色々実施しているが、困難女性についてはほとんどない。今年度、国の方で女性支援新法の施策の見直しを行っているの、その中で何かがあるかもしれない。
E 委員	生活援護室の生活困窮者自立支援事業と関係はないのか。生活に困窮されている方の窓口は法律上位置付けられているが、女性に特化した困難な経済的な状況を支援するという、国の意図は何があるか。
事務局	困難女性支援は、相手の立場に立って寄り添う支援、関係部署が長期的な視点に立って自立できるよう支援するものである。
E 委員	D V被害に特化した生活に困窮した女性の位置づけか。
事務局	困難女性支援法の対象は、すべての困難女性である。経済的な困難はどういうことで困難になったのか、長期的な視点で寄り添って支援する。
E 委員	複数の相談窓口が当事者にとってあるということか。
事務局	困難女性支援法ができると何か変わることがあるかと思ったら、何か変わったということはない。帰住先がないという対応も前から行っていた。
A 委員	S N Sの活用ですが、現計画から検討するとなっているが、そろそろ本格的に動きだした方がいい気がするが。
事務局	県内では兵庫県がこころのチャットを行っており、県内のその他の自治体は、県のチャットの紹介を行っている。その他の市では、大阪市がメール、ラインは大阪市女性のつながりサポート相談室を開設している。名古屋市ではチャットでのD V被害者相談を行っているが、令和6年度の件数は55件、回答は相談員がいる時間帯のみで運営は委託している。松山市はD V単独ではなく、子ども関すること、妊娠出産に関すること、ひとり親に関することと合わせて開設し、令和6年度件数は36件である。 現在は、メールで相談があったとしても、相談者の状況を正確に聞き取る必要

